

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分) 申請書(請求書)兼申立書記入例〈D面〉

- 太枠線内の該当項目を黒のボールペンなどで、はっきりと正確にご記入ください。
- 消せるタイプのペンや鉛筆の使用はできません。
- 記入欄が不足する場合は、コピーを取り使用してください。

3 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての方について記入してください。

D面

記載例.1 (収入で申請)

❶ 収入により申請する場合は記入不要。

フリガナ	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
	氏名	年間収入見込額 ⑥	給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩	年間所得見込額 ⑪
1		円	円	円	円	円
2						

記載例.1 (収入で申請する場合、本欄の記入は不要)

記載例.2 (所得で申請)

㉑ ⑥欄の年間収入見込額を転記してください。

㉒ 各欄に該当する控除額を記入してください。

㉓ 年間所得見込額を計算してください。

⑪年間所得見込額 = ⑥収入額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金控除)

㉔ 下表の非課税限度額早見表から、扶養人数に応じて、該当する金額を確認してください。

㉕ ⑫欄に㉔の額を記入してください。

㉖ ⑪欄の額が㉕欄の額を下回れば支給対象となります。

フリガナ	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
氏名	年間収入見込額 ⑥	給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩	年間所得見込額 ⑪	非課税所得限度額 ⑫
1	オダワラ タロウ 小田原 太郎 1,680,000	0	700,000	0	980,000	1,010,000
2						

記載例.2 (所得で申請)

2. 帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

〈65歳未満の方〉		〈65歳以上の方〉	
公的年金等収入分	→ 控除額	公的年金等収入分	→ 控除額
: 60万円以下	→ 公的年金等収入分の全額	: 110万円以下	→ 公的年金等収入分の全額
: 60万円超130万円未満	→ 60万円	: 110万円超330万円未満	→ 110万円
: 130万円以上410万円未満	→ 公的年金等収入分×0.25+27万5千円	: 330万円以上410万円未満	→ 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
: 410万円以上770万円未満	→ 公的年金等収入分×0.15+68万5千円	: 410万円以上770万円未満	→ 公的年金等収入分×0.15+68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の方が扶養する方の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	45.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	101.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	136.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	171.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	206.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

お問い合わせは… 氏名、住所、生年月日等をお伝えください。

小田原市 臨時特別給付金
コールセンター

0570-042-111

受付
時間

午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日、祝休日は除きます。